明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○法務局における遺言書の保管等に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件（総務一八八）　一
○法務局における遺言書の保管等に関する省令及び法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部を改正する省令（法務二七）　六
〔告　示〕
○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件（総務一八八）　一
○債務救済措置に係る関係債務の支払を猶予する期間の延長に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の口上書の交換に関する件（外務二三一、二三二）　一
○フィリピン共和国についての地域的な包括的経済連携協定の効力発生に関する件（同二三三）　一
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通四一七）　一
○港湾法施行規則第十五条の三第三項の国土交通大臣が定める使用料の額を定める件の一部を改正する件（同四一八）　一
○流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数を定める告示の一部を改正する告示（同四一九）　一
○旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件（観光庁一〇）　一
○道路に関する件（東北地方整備局五五）　一
○道路に関する件（北陸地方整備局四二、四三）　一
○道路に関する件（北海道開発局五二～五四）　一
〔国会事項〕
法務省　六
〔人事異動〕
法務省　六
〔皇室事項〕　七
〔官庁報告〕
官庁事項　七
旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知（外務省）　八
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　八
国家試験　八
令和五年度浄化槽管理士試験の実施について（環境省）　八
〔公　告〕
官庁　九
押収物還付、財団関係　九
裁判所　九
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　九
会社その他　一〇
三〇

省令

○法務省令第二十七号

法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成三十年法律第七十三号）第四条第五項及び第九条第四項（同法第十条第二項において準用する場合を含む。）並びに法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十九条第二項及び第二十条第二項、並びに関係法令の規定に基づき、法務局における遺言書の保管等に関する省令及び法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年五月十二日

法務大臣　齋藤　健

法務局における遺言書の保管等に関する省令及び法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部を改正する省令

（法務局における遺言書の保管等に関する省令の一部改正）

第一条　法務局における遺言書の保管等に関する省令（令和二年法務省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（遺言書の保管の申請書の添付書類）	（遺言書の保管の申請書の添付書類）
第十二条　［略］	**第十二条**　［同上］
［項を削る。］	2　法第四条第五項に規定する同条第四項第二号に掲げる事項を証明する書類及び前項第一号に掲げる書類で官庁又は公署の作成したものは、その作成後三月以内のものに限る。
（遺言書等の返還の手続）	（遺言書等の返還の手続）
第二十七条　［略］	**第二十七条**　［同上］
2　遺言書保管官は、第十二条第二号の翻訳文を保存している場合において、法第八条第四項の規定により遺言書を遺言者に返還するときは、当該翻訳文についても当該遺言者に返還するものとする。この場合においては、前項の規定を準用する。	2　遺言書保管官は、第十二条第一項第二号の翻訳文を保存している場合において、法第八条第四項の規定により遺言書を遺言者に返還するときは、当該翻訳文についても当該遺言者に返還するものとする。この場合においては、前項の規定を準用する。
（関係相続人等による遺言書情報証明書の交付の請求の方式）	（関係相続人等による遺言書情報証明書の交付の請求の方式）
第三十三条　［略］	**第三十三条**　［同上］
2　前項の請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。	2　前項の請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　請求人の資格、氏名又は名称、出生の年月日又は会社法人等番号（商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第七	一　請求人の資格、氏名又は名称、出生の年月日又は会社法人等番号（商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第七